

令和7年度

普通財産売払いの一般競争入札  
案 内 書

[物件①：高梁市備中町長屋122番11]

高梁市

## 目 次

■ 一般競争入札参加要領	3ページ
■ 物件調書	8ページ
■ 入札参加申込書	9ページ
■ 誓約書	10ページ
■ 一般競争入札参加申込受付書	11ページ
■ 入札保証金提出書	12ページ
■ 入札書封印要領	13ページ
■ 入札書	14ページ
■ 委任状	15ページ
■ 契約書（見本）	16ページ
■ 入札についての注意事項	19ページ
■ 入札者の心得	21ページ

## 普通財産売払いの一般競争入札参加要領

令和8年1月9日（金）に高梁市が行なう普通財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ参加してください。

### 1 入札に付する物件

番号	所在 地（地番）	地目	現況	地積 (m <sup>2</sup> )	予定価格 (円)	備考
①	高梁市備中町長屋122番11	宅地	宅地	393.81	2,371,000	特記事項あり

※入札物件には、物件上に存在する工作物等を含みます。

### 2 物件の確認

物件の現地案内は行ないませんので、この案内書をもとに、必ず現地をご確認ください。現地を示す「立看板」には、次の表示がしております。

< 表示例 >

市有地売払い対象地	
所在地	高梁市備中町長屋122番11 高梁市役所 財産活用課

### 3 入札参加資格

入札に参加できる方は、個人及び法人とします。ただし、次に掲げる方は、この入札に参加する事ができません。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

- ア 未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分の決定を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- オ 破産者で復権を得ない者

#### (2) 市税等を完納していない者

#### (3) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する高梁市職員

### 4 用途制限

入札する物件については、売買契約書において、売買契約締結の日から5年間は次の用途制限を付するとともに、これらの用途に使用する恐れのある第三者への転売、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解のうえで、入札に参加してください。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定す

る観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。

(4) 市長が特に不適当と認めた事業の施設の用に供することはできません。

2 前項に掲げる条件に違反した場合は、売買代金の3割の相当する金額を違約金として請求します。

## 5 契約の条件

別添の土地売買契約書（見本）の条項をよく確認のうえ、入札に参加してください。

## 6 入札参加申込み

入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ、入札に参加することはできません。  
(郵送による申込も可能。)

入札参加申込の受付期間は、次のとおりです。

・受付期間 令和7年12月11日（木）から令和8年1月6日（火）正午まで（当日消印有効）  
(ただし、土・日・祝日を除く)

・受付場所 高梁市松原通2043番地 高梁市企画財政部財産活用（市役所本庁舎3階）

・受付時間 午前9時から午後5時

### <申込書類>

①普通財産売払一般競争入札参加申込書

②誓約書

③一般競争入札参加申込受付書

#### ○添付を必要とする書類

(1)個人で申込の場合 住民票の写し(連名の場合は全員のものが必要です)

(2)法人で申込の場合 法人登記簿謄本(連名の場合は全員のものが必要です)

(3)印鑑証明書

(4)直前の納期到来分までの納税証明書(市内の者にあっては市税、消費税及び地方消費  
税、市外の者にあっては住民税、事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書)

※(1) (2) (3)は、発行後3箇月以内のものに限る

## 7 入札日時・場所

・日時 令和8年1月9日（金）

午前10：00～ 物件番号①

・場所 高梁市松原通2043番地 高梁市役所本庁舎 3階研修室

## 8 入札保証金

入札参加者は、入札書に記載する見積金額の100分の10以上の入札保証金を事前に納付して下さい。(市の発行する納入通知書兼領収書により、市指定金融機関に払い込みしてください。)

\* 払込済の納入通知書兼領収書のコピーを入札保証金提出書に貼付する必要があります。

## 9 入札

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ入札保証金提出書と入札書と一緒に封筒に入れ、別記要領(P.13)により封印して提出ください。

(2) 入札は代理人に行なわせることができます。この場合、代理人は必ず委任状を入札会場で受付に提出してから入室してください。

(3) 上記の入札開始時間に会場へ入室されていない場合は入札することができません。(この場合、入札保証金は返還対象となります)

## 10 入札金額の表示

入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。

## 1.1 入札書の書き換え等の禁止

入札者は、一度提出した入札書の書き換え又は撤回することはできません。

## 1.2 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行ないます。

## 1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格が無い者がした入札
- (2) 入札書に入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書を添付しないで入札した者の入札
- (3) 入札書に記載する見積金額の100分の10に満たない入札保証金を納付した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名・押印の無い入札
- (5) 入札書の金額を修正した入札
- (6) 特殊関係にある者が、別々に参加した場合の入札
- (7) 同じ物件に2以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
- (8) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (9) 公序良俗に反する行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者の入札

## 1.4 落札者の決定

落札者は、市が定めた予定価格（最低売払価格）以上の価格で入札し、かつ、最高の価格をもって入札した者とします。

## 1.5 くじによる落札者の決定

落札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者（または代理人）にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない市職員にくじを引かせます。

## 1.6 入札結果の通知

入札の結果は、開札時に落札者がある場合、落札金額及び落札者氏名をその場で公表します。

## 1.7 契約の締結

落札者は、契約に必要な書類を交付した日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

## 1.8 契約の確定

契約は、市が落札者とともに契約書に記名押印した時に確定します。

## 1.9 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の20以上の契約保証金を市の発行する納入通知書により納入期限までに納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

## 2.0 入札保証金の返還等

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続を行ないますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正

確に記入してください。

- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、売買代金の一部に充当します。
- (3) 入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を契約保証金の例により納付しなければなりません。

## 2.1 入札保証金の利子

入札保証金は、その受入期間についての利子の加算は行いません。

## 2.2 入札保証金の没収

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

## 2.3 売買代金の支払期間

売買代金は、契約締結と同時に支払う場合を除き、市の発行する納入通知書により、契約締結後30日以内に支払わなければなりません。売買代金が期日までに支払われなかった場合には、契約保証金は市に帰属します。

## 2.4 所有権移転

- (1) 売買代金の完納確認に伴い物件を引き渡します。
- (2) 引き渡し後、落札者において早急に所有権移転登記を行なってください。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## 2.5 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、高梁市財務規則並びに高梁市普通財産の売払いに関する事務処理規程及びその他の関係法令の定めるところによります。
- (2) 物件は、土地上に存在する構造物や立木等を含む現況有姿とし、市は隠れた「かし」又は将来地形の変化等によって生じた責は負いません。

## 2.6 お問い合わせ先

高梁市役所 企画財政部財産活用課

TEL (0866) 21-0207 (直通) FAX (0866) 23-1555

### <提出物確認表>

書類名	申込時	入札時	備考(添付書類等)
普通財産売払一般競争入札参加申込書	○	×	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)個人 住民票の写し(連名の場合は全員の分)</li><li>(2)法人 法人登記簿謄本(連名の場合は全員の分)</li><li>(3)印鑑証明書(連名の場合は全員の分)</li><li>(4)納税証明書<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の者にあっては市税、消費税及び地方消費税</li><li>・市外の者にあっては住民税、事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書</li></ul></li></ul>
誓約書	○	×	

一般競争入札参加申込受付書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	入札参加申込書類の確認後、市（理財課長）が押印して返送しますので、入札当日必ず持参してください。
入札保証金提出書	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	現金による入札保証金の場合は納入通知書兼領収書を発行します。
入 札 書	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
委 任 状	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	代理人に入札を行わせる場合は必要です。

## 物 件 調 書

物件番号		①		所在地	高梁市備中町長屋122番11	
地積（実測値）		393.81m <sup>2</sup>		現況地目	宅地	形状 不整形
最低売払価格		金 2,371,000 円				
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地西側及び、敷地中心部に側溝が残存、また南側にフェンスが残存しており、支障物として撤去費用相当額を減額し、最低売払価格を算定しています。</li> <li>・敷地内に水道メーター（休止中）残存。（所有者変更が必要）</li> <li>・地質・構造調査等は行っていません。売払物件の境界・工作物等すべて現況有姿の引渡しとなります。</li> <li>・本物件の敷地内外に位置する構造物の撤去や電気・ガス・上下水道の引込工事等が必要な場合は、落札者の負担となります。</li> </ul>				
道路幅員及び接面状況等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道から約15m離れており、消防機庫前の宅地（市有地）一部を利用して進入する必要有（売買成立後、市により公衆用道路に登記予定、幅員約4m程度。）</li> </ul>				
法令等に基づく制限	都市計画地域		区域外			
	用途地域		無	特別用途地区	無	
	建ぺい率		無	容積率	無	
	高度利用地区		無	防火地域	無	
	日影規制		無	その他	無	
私道の負担等		なし				
供給施設状況	供給施設		引込状況	事業所名		電話番号
	上水道		有り	高梁市市民生活部備中地域局		(0866) 45-2211
	公共下水道		不可			
	電気		可	中国電力（株）高梁営業所		(0866) 22-1556
	都市ガス		不可			
交通機関	JR備中高梁駅		東 約18km			
公共機関	高梁市役所		東 約18.1km	備中保育園	東南 約1.3km	
	高梁市備中地域局		西 約0.8km	富家小学校	西 約0.4km	
	備中郵便局		西 約0.2km	成羽中学校	東 約9.8km	
近隣の状況	<p>地元消防団の器庫に隣接している。      県道33号線に近いため車両での移動に適している。      行政手続きのできる備中地域局が近くに存在している。</p>					

様式第1号(第10条関係)

普通財産売却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

高梁市長 石田 芳生 様

令和8年1月9日に高梁市が執行する普通財産売払いの一般競争入札に参加したいので、普通財産売払いの一般競争入札参加要領を承知のうえ、次のとおり申し込みます。

1 入札参加申込者

住 所	〒 電話番号( ) -
(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者名	印 (持分 )

〈共有名義による入札の場合〉

私たちは、上記申込者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委譲します。

共 有 者	住 所	〒 電話番号( ) -
	(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名	印 (持分 )
	住 所	〒 電話番号( ) -
	(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名	印 (持分 )

2 入札参加物件

物件番号	所在・地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	受付印
①	高梁市備中町長屋122番11	宅地	393.81	

※ 入札参加申込者の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印してください。

※ 共有名義で申し込まれる場合は、申込者の欄に代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、共有者の欄には、他の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

※ 入札に申込者以外の者(代理人)が出席する場合は、委任状を入札日に提出してください。

様式第2号（第10条関係）

誓 約 書

高梁市長 石田 芳生 様

令和 年 月 日

申込者

住所

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

物件名

物件番号	所在・地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
①	高梁市備中町長屋122番11	宅地	393.81

入札公告のありました本件物件の競争入札参加の申込において、下記の事項の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に事実と相違した場合は本件入札を辞退します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しません。または該当する場合、当該事実があった日から2年を経過しています。

受付番号 (1)

(申込者)

住 所

氏 名

(印)

(入札参加物件番号)

①

### 一般競争入札参加申込受付書

貴殿より提出のありました、下記一般競争入札への参加申込みを受け付けました。

当日は、この受付書を入札会場への入室時に受付へ提出してください。

入札開始時刻に会場へ入室されていない場合は入札できませんのでご注意ください。

記

#### 1 一般競争入札物件

令和8年1月9日(金)

参加受付	入札開始時刻	物件番号	所 在 地
	午前10時00分	①	高梁市備中町長屋122番11

#### 2 入札実施場所

高梁市松原通2043番地 高梁市役所3階研修室

令和 年 月 日

様

高梁市企画財政部財産活用課長 (印)

## 入札保証金提出書

令和 年 月 日

高梁市長 石田 芳生 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(印)

電話番号

下記の金額を入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかつたとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

記

1 入札保証金額 ￥ \_\_\_\_\_  
(物件番号 : ① )

2 保証金返却振込先

金融機関名	銀行(金庫)	支店
預金の種類	普通預金 · 当座預金 · その他 ( )	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

※ 振込を依頼した金融機関から交付を受けた納入済みのスタンプを押したものとのコピーを貼付してください。

貼 付 欄

## <入札書封印要領>

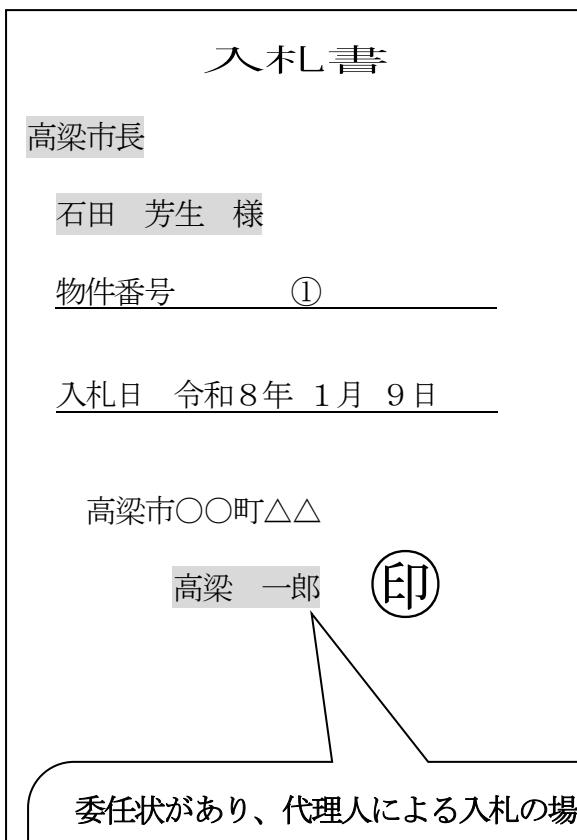
- 1 封筒は、縦長の定型サイズのもので、下記内容をペン又はボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。
- 2 入札書の印鑑及び封印の印鑑は、申込書や入札書に押印した印鑑（印鑑登録証明書と同じもの）を使用してください。（代理人の場合は、委任状の印鑑）

(注) 封筒に入れるもの

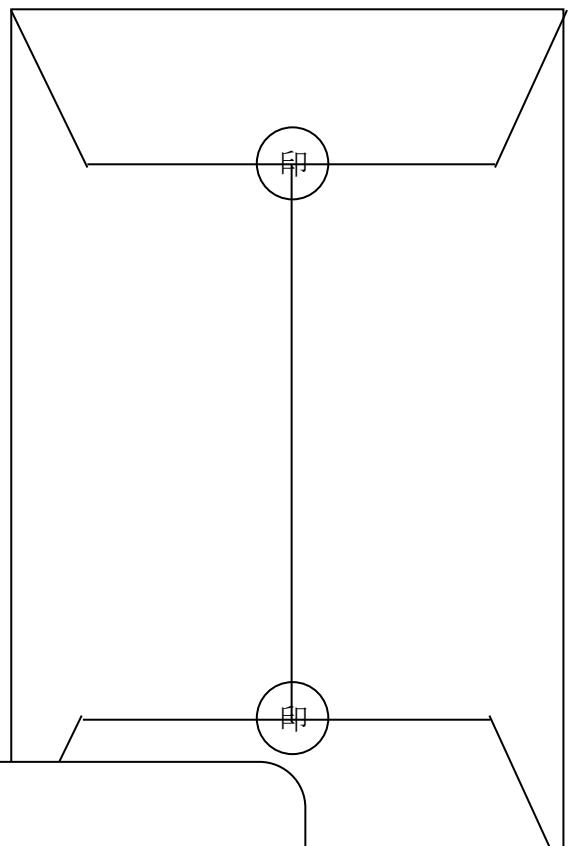
- ①入札書
- ②入札保証金提出書（納入通知書兼領収書のコピーが貼付されたもの）

### 封筒記入例

封筒（表）



封筒（裏）



# 入札書

物件番号 ①

高梁市長 石田 芳生 様

住 所

申込者本人の住所・氏名を記載してください

入札者

氏 名

(印)

住 所

上記代理人

氏 名

(印)

代理人が入札する場合のみ記載してください。

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	
										円

ただし、高梁市が令和8年1月9日に執行する普通財産一般競争入札について、

高梁市財務規則及び公告等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和8年1月9日

- (注) 1 入札者の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印してください。  
2 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印鑑のみを押印してください。(必ず委任状と同じ印鑑であること。)  
3 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字も前に必ず「¥マーク」を記載してください。  
4 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

## 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

(電話)

代理人使用印

代理人の印鑑は  
認印でも可

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

高梁市が令和8年1月9日に執行する普通財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物件番号 ①

令和 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

(電話)

印

委任者（申込者）の印鑑  
は、印鑑登録証明と同じ  
ものを押印してください

(注) 1 代理人が入札に使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

2 委任者の印鑑は印鑑登録証明書に登録されているものを押印すること。

## 市有財産売買契約書（見本）

売渡人 高梁市 と買受人 ○○ ○○ とは、高梁市市有財産を売買することについて、次の条項により売買契約を締結する。

## (売買物件)

第1条 売渡人は、買受人に対し、売渡人の所有する次の市有財産（以下「売買物件」という。）を売り渡し、買受人は、これを買い受ける。

所在 地	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )
高梁市備中町長屋 122番11	宅地	393.81

特記事項：物件上に存在する工作物等を含む現況有姿とする。

## (売買代金)

第2条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）は、金 円とする。  
(契約保証金)

第3条 買受人は、この契約に関し、契約保証金として金（売買代金の20%以上）円を、この契約の締結と同時に、売渡人の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付しなければならない。

- 2 買受人は、入札参加時に買受人が納付した入札保証金を、前項の契約保証金の一部に充当する。
- 3 第1項の契約保証金には、利子を付けないものとする。
- 4 売渡人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、前条の売買代金の一部に充当する。
- 5 買受人がこの契約に定める義務を履行しないことを理由として、この契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は売渡人に帰属し、売渡人はその返還義務を負わないものとする。

## (売買代金の支払い)

第4条 買受人は、売渡人に第2条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金額を、売渡人の発行する納入通知書により、契約の締結から30日以内にその指定する場所において支払わなければならない。

## (所有権の移転及び物件の引き渡し)

第5条 売買物件の所有権は、買受人が第2条の売買代金の支払いを前条の期日までに完了したときは、売渡人から買受人に移転するものとする。ただし、所有権移転にあたり、売買代金以外に法令上の規定等がある場合は、売渡人と買受人は双方協議により所有権の移転日及び物件の引き渡し日を決定するものとする。

- 2 売渡人は、前項の規定によりその所有権を買受人に移転したときは、買受人に対し現況のまま引き渡すものとする。

## (所有権の移転登記)

第6条 買受人は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記手続をするものとする。

- 2 所有権移転登記手続に要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

## (用途に供すべき指定期日及び指定用途期間)

第7条 買受人は、本契約締結の日から5年間（以下「指定用途期間」という。）は、売

買物件の用途について下記を遵守しなくてはならない。また、これらの用途に使用する恐れのある第三者への転売、又は貸し付けることができない。

- (1) 指定用途期間は売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等の関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これに類する施設の用に供してはならない。
- (2) 指定用途期間は売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する施設の用に供してはならない。
- (3) 指定用途期間は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
- (4) 指定用途期間は市長が特に不適当と認めた事業の用に供してはならない。
- (5) 指定用途に供したときは、その旨を直ちに売渡人に書面をもって通知しなければならない。

（実地調査等）

第8条 売渡人は、買受人に対し第7条第1項に定める期間中隨時この売買物件の使用状況等について実地に調査すること又は報告を求めることができる。

- 2 買受人は、正当な理由なく前項の規定による実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約罰）

第9条 買受人は、第7条に定める義務に違反した場合は、売渡人に売買代金の3割に相当する違約金を支払わなければならない。

- 2 買受人は、買受人が前条に定める義務に違反した場合は、売渡人に売買代金の1割に相当する違約金を支払わなければならない。
- 3 買受人は、第三者が売買物件を指定用途以外に供したときは、売買代金の3割に相当する金額を違約金として売渡人に支払わなければならない。
- 4 前3項の違約金は違約罰であるから、売渡人は買受人に対して、別途、この契約を解除及び第12条第2項に定める損害賠償を請求することができるものとする。

（契約不適合責任）

第10条 売渡人は、売買物件を現況にて引き渡すものとし、一切の契約不適合責任を負わないものとする。

（境界の疑義等）

第11条 買受人は、売買物件の引き渡しを受けた後、売買物件の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、買受人の責任において処理するものとする。

（契約の解除等）

第12条 売渡人は、買受人が第4条及び第7条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売渡人に損害を与えたときは、契約解除の如何に関わらず、その損害に相当する金額を損害賠償として売渡人に支払うものとする。

(現状回復義務)

第13条 買受人は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、買受人の費用をもって売買物件を原状に回復し、売渡人の指定する期日までに売渡人に返還しなければならない。

2 前項の規定により売買物件を売渡人に返還するときは、売渡人の指定期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売渡人に提出するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 買受人は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを売渡人に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第15条 売渡人は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、買受人から売買物件の所有権移転登記及び第13条所定の原状回復義務の履行を受けた後、収納済みの売買代金から契約保証金を控除した金額を買受人に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第16条 前条の規定により売買代金を返還する場合においては、買受人が第9条及び第12条の規定により、売渡人に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらと相殺するものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、売渡人と買受人が双方協議の上定めるものとする。

売渡人と買受人とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和 年 月 日

売渡人 住 所 高梁市松原通2043番地  
高 梁 市  
氏 名 高梁市長 石 田 芳 生 印

買受人 住 所

氏 名 印

## 入札についての注意事項

### (入札の代理)

第1 代理人が入札しようとするときは、入札前に必ず委任状を提示してください。なお、代理人は2人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人になることはできません。

### (入札書の様式及び使用する印鑑)

第2 入札は、所定の入札書を使用してください。

2 入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑の証明書の印鑑と同じ印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合は入札書を無効とします。

### (入札保証金)

第3 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

### (入札書等の記入方法)

第4 複数の物件の入札に参加する入札者は、入札保証金提出書、封筒、入札書、委任状を、必ず物件ごとに分けて作成してください。

2 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入のうえ押印してください。

入札金額の記載は、算用数字を使い、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、記入にあたっては、ペン又はボールペン等を使用してください。

### (建付地に係る入札金額等)

第5 建付地の入札金額は、土地・建物のそれぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額を併せた金額とします。

なお、売買契約書に記載される売買代金の額は、落札者の入札金額のみとします。

### (提出済みの入札書)

第6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引替え、変更又は取消しを行うことはできません。

### (入札の無効)

第7 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加することができない者のした入札

(2) 談合してした入札

(3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

(5) 同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札

- (6) 郵便又は電信による入札
- (7) 第1に反して行われた入札  
(開札)

第8 開札は、入札者の面前で行います。

(落札者の決定)

第9 入札は、予定価格以上の価格であって、最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(入札保証金の返還)

第10 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に入札保証金を指定口座へ返還します。

(契約の締結)

第11 落札者は、契約に必要な書類を交付した日から7日以内に契約の締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は高梁市に帰属します。

- 2 契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- 3 売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の20以上に相当する金額を納付してください。
- 4 落札者の入札保証金は、売買代金または前項の契約保証金の一部に充当します。
- 5 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

(その他)

第12 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、高梁市財務規則及び高梁市普通財産の売払いに関する事務処理規程の定めるところによって処理します。

## 入札者心得

1. 入札室においては、静粛にしなければならない。
2. 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
3. 入札者は、入札開始時刻までに入室していなければならない。
4. 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札参加申込受付書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提示しなければならない。
5. すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
6. 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
  - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
  - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
  - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
  - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
  - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
  - (8) その他入札条件に違反した入札